

1. 件名：海域モニタリングにおける語句の表記変更に係る面談
2. 日時：令和5年7月10日（月）15時00分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
松田室長補佐、横山係長  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当2名

#### 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、資料に基づき、以下の説明があった。

- 海域モニタリングにおける公表資料に関して海外の専門家から表現をより適正なものに行うべきとの指摘を受けたことから、「異常値（Abnormal value）」の英語表記を「放出停止判断レベル（Discharge suspension level）」へ変更し、国内での説明でも英語表記にあわせて表現を変更する。

○原子力規制庁は、上記説明内容を確認するとともに、以下のコメントを伝えた。

- 海域モニタリングにおける説明資料等において、「放出停止判断レベル」の表現を用いる際は、状況に応じて注釈等で実施計画の「異常値」と同義であることが分かるようにする等、受け取る側が混乱しないように配慮すること。

○東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

#### 6. 資料

- 海域モニタリングにおける語句の表記変更

以上